

【行政情報】

● みんなで作る「居心地の良い歩きたくなる街路づくり」：国交省

国土交通省は3月4日、三密の回避やテレワークによる在宅勤務の増加など、私たちの生活が大きく変化する中で、居心地の良い歩きたくなる街路づくりに向けた取組を全国に広げることを目的に、「第3回マチミチ会議（全国街路空間再構築・利活用推進会議）」をWeb配信により開催する。開催概要は以下の通り。

1. 名称：第3回マチミチ会議（全国街路空間再構築・利活用推進会議）
2. 日時：令和3年3月4日（木）13時30分～15時30分
3. 形式：Web配信（zoomウェビナーを使用）
4. 対象：地方公共団体職員等
5. 内容：
 - 1) 基調講演（横浜国立大学 野原卓 准教授）
 - 2) 自治体発表（横浜市・岡山市）
6. 参加申込み（地方公共団体職員等）
 - ・ [別紙（WEBフォーム）](#) による申込み。（〆切：2月25日（木））

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 「企業等の東京一極集中に関する懇談会」のとりまとめを公表：国交省

国土交通省は1月29日、「企業等の東京一極集中に関する懇談会」のとりまとめ結果を公表した。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響や諸外国との比較等も踏まえつつ、企業活動や働き方等をはじめ多角的な観点から、東京一極集中の要因と是正に向けた取組の方向性について検討を行ったもの。

【とりまとめのポイント】

○東京一極集中の要因等

- ・ 大学や企業の本社等の東京への集中
- ・ 東京の魅力や地元の不便さ・閉塞感（特に女性の方が感じる人が多い傾向）
- ・ 人や諸機能・施設が過度に東京に集中しているリスクへの認識の低さ 等

○一極集中緩和の可能性

- ・ テレワークの進展による「職場と仕事の分離」に向けた動き
（テレワークを前提とした居住地を問わない採用や単身赴任の廃止等の人事制度の見直し）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大による若年層を中心とした地方移住への関心のさらなる高まり
- ・ 東京都の中間層の世帯は、他地域に比べ経済的に見ても豊かであるとは言えない実態
（都道府県別で、可処分所得と食・住などの基礎支出の差額では42位、費用換算した通勤時間も考慮すると47位）

○取組の方向性

- ・ 東京都心の仕事を地方や東京郊外で行うテレワークの普及

- ・修学・就職等に伴う若者の東京圏への集中の是正
 - ・地方で学び・働くことができる環境の整備
 - ・働き方・暮らし方における都市と地方のベストミックスの実現
 - ・ライフステージに応じた地方居住も選択可能となるような環境整備
- (我が国の成長を牽引すべき東京の国際競争力の維持・向上とのバランス等にも留意)

[企業等の東京一極集中に関する懇談会：国土交通省](#)

● 住民基本台帳人口移動報告 2020 年（令和 2 年）結果を公表：総務省

総務省は 1 月 29 日、住民基本台帳人口移動報告 2020 年（令和 2 年）結果を公表した。これによると、

- ・市区町村間移動者数は 525 万 5721 人となり、前年に比べ 2.7%の減少。
- ・都道府県別の転入超過数をみると、転入超過となっているのは東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、福岡県、沖縄県及び滋賀県の 8 都府県。転入超過数が最も縮小しているのは東京都（5 万 1857 人）。
- ・7 月の東京圏は、2013 年 7 月以降初めての転出超過。東京都は、5 月に 2013 年 7 月以降初めての転出超過となり、7 月以降転出超過で推移。
- ・全国 1719 市町村のうち、転入超過注は 453 市町村で、全市町村の 26.4%。転出超過は 1266 市町村で、全市町村の 73.6%。転入超過数が最も多い市町村は大阪府大阪市。

[住民基本台帳人口移動報告 2020 年（令和 2 年）結果：総務省](#)

● すまい給付金制度の対象期間の延長：国交省

すまい給付金制度の改正が 1 月 26 日に閣議決定され、一定の期間内に契約した対象者について、給付金の対象となる住宅の引渡し期限の延長及び床面積要件が緩和される。

【すまい給付金制度改正の概要】※詳細は[別紙](#)

一定の期間内*に契約をした方について、以下に掲げる制度改正が適用される。

※注文住宅の新築の場合：2020 年 10 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日まで

分譲住宅・既存住宅取得の場合：2020 年 12 月 1 日から 2021 年 11 月 30 日まで

○ 給付金の対象となる住宅の引渡し期限の延長

上記期間内の契約者は、給付金の対象となる引渡し期限について、2021 年 12 月 31 日から 2022 年 12 月 31 日に延長。

○ 給付金の対象となる住宅の床面積要件の緩和

上記期間内の契約者は、給付金の対象となる住宅の床面積要件について、50 m²以上から 40 m²以上に緩和。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 令和 2 年路線価の減額補正、大阪の 3 地域：国税庁

国税庁は 1 月 26 日、相続税などの算定に使う令和 2 年 1 月時点の路線価について大阪市内の 3 地点について 4%減額補正（下方修正）すると発表した。

路線価は 1 月 1 日を評価時点として、1 年間の地価変動などを考慮し、地価公示価格等を基にし

た価格（時価）の80%程度を目途に評価している。令和2年分については、路線価等の公表時に、「今後、国土交通省が発表する都道府県地価調査の状況などにより、広範な地域で大幅な地価下落が確認された場合などには、納税者の皆様の申告の便宜を図る方法を幅広く検討いたします。」と公表していた。

国税庁においては、国土交通省が発表した令和2年第3四半期「地価 LOOK レポート」などを参考にするとともに、外部専門家に委託して地価動向調査を行い、その結果、令和2年1月以降7～9月までの間に、「大阪府中央区心斎橋筋2丁目、同区宗右衛門町及び同区道頓堀1丁目」において、土地等の路線価が時価を上回る（大幅な地価下落）状況が確認されたため、これらの地域については、路線価の補正を行うこととした。

令和2年7～9月分の路線価 = 路線価（R2.1.1 時点の価額）×地価変動補正率（0.96）

[令和2年分の路線価等の補正について：国税庁](#)

● PPP/PFI 地域プラットフォームの協定制度にかかる協定先の第3次募集を開始：国交省

内閣府と国土交通省は1月20日から、協定先の候補となる「PPP/PFI 地域プラットフォーム」の募集（第3次）を実施した。両府省は、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI 事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う PPP/PFI 地域プラットフォームの取組を支援するため、地域プラットフォームの協定制度を2019年に創設し、講師の派遣や PPP/PFI の事業化支援等を行っている。

・募集期間

2021年1月20日（水）～3月19日（金） ※15時必着 （4月上旬頃 協定締結予定）

・応募方法

応募用紙に必要事項を記載の上、指定のアドレスへ E-mail にて提出。

[報道発表資料：国交省](#)

● 通常国会提出予定法案を公表：国土交通省

国土交通省は、1月18日、第204回国会（常会）に提出を予定している国土交通省関係の法律案7件を公表した。

このうち、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」は、都市部における洪水等に対する防災・減災対策を総合的に推進するため、特定都市河川の指定対象の拡大、特定都市河川流域における一定の開発行為等に対する規制の導入、浸水想定区域制度の拡充、一団地の都市安全確保拠点施設（仮称）の都市施設への追加、防災のための集団移転促進事業の対象の拡大等の措置を内容としている。

「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）」は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備を図るため、区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直し、長期優良住宅維持保全計画（仮称）の認定制度の創設、登録住宅性能評価機関の活用による長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の合理化などを内容としている。

いずれも予算関連法案として2月上旬の閣議決定を予定している。

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 「空き家の課題解決・利活用に向けた取組事例紹介サイト」を公開：国交省

国土交通省は1月12日、空き家対策に取り組むモデル的事例を紹介し、取組を共有するためのサイトを「全国版空き家・空き地バンク」内に公開した。これまでに支援されてきた取組事例を紹介するためのサイトを「全国版空き家・空き地バンク」内に構築することにより、我が国の空き家対策に係る優れた取組を地方公共団体、不動産事業者・団体、空き家の利活用等に取り組む者等が共有することで空き家対策の一層の活性化を図ることを目的としている。

[報道発表資料：国交省](#)

● 国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方についての提言：内閣官房

12月24日、内閣官房に設置された「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」（座長・森田朗津田塾大教授）は、自衛隊基地周辺など安全保障上重要な土地について、外国資本による取引・利用の監視を強化する新法の制定を求める提言をまとめ、小此木八郎領土問題担当相に提出した。これを踏まえ、政府は、通常国会に関連法案を提出する予定。

[国土利用の実態把握等に関する有識者会議：内閣官房](#)

[国土利用の実態把握等に関する有識者会議 提言](#)

● 「市街地整備 2.0 新しいまちづくりの取り組み方」に資する事例集を公表：国交省

国土交通省は12月23日、「市街地整備 2.0 新しいまちづくりの取り組み方」に資する事例集を公表した。

この事例集は、令和2年3月に取りまとめられた「今後の市街地整備のあり方に関する検討会」報告において示された市街地整備にかかる考え方の転換について、市街地整備に関わる多くの方々に広く知ってもらい、まちづくりの多様な場面で活用してもらうことを念頭に、参考となる事例をまとめている。

○市街地整備の進め方の転換

行政関係者、地域住民、民間事業者など、幅広い関係者向けに、今後の市街地整備で取り組むべき新たな方向性についての基本的な考え方や留意事項などのポイントを示すとともに、この考え方に近い事例として7つのまちづくりの事例を取上げている。

○市街地整備手法のあり方

行政や民間事業者等専門家向けに、今後求められるであろう市街地整備手法の考え方に加え、市街地再開発事業や土地区画整理事業などの事例、エリアマネジメントなどにおける工夫事例を紹介している。

[「市街地整備 2.0 新しいまちづくりの取り組み方」に資する事例集：国土交通省](#)

● 新型コロナウイルス感染症に関する国土交通省の対応

国土交通省土地・建設産業局の不動産課と不動産市場整備課は、不動産業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症による影響への支援策の通知を行った。なお、2021年1月8日に緊急事態

宣言が発令されたことを受け「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が改定された（2021年1月8日版）。詳細は下記リンクより。

[不動産における新型コロナウイルス感染症対策について（ビル賃貸事業者向けの支援策等について）：国交省](#)